

児童扶養手当などの 手続きはお済みですか？



児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等（父が重度の障害にある場合も含む）の、生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的にしています。

母子家庭等の18歳に達した年の年度末まで（障害者は20歳未満）の児童を監護している母または養育者に支給されます。

支給されない場合…母が婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係があるとき

- ・児童や母または養育者が公的年金を受給しているとき
- ・児童が里親に預けられたり、児童福祉施設に入所しているとき

支給制限…手当を受ける人や扶養義務者の前年の所得が別表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（母親が児童の父親から養育費をもらっている場合は、その金額の80%が所得として扱われます）

支給額…別表のとおり

平成15年度所得制限限度額

| 扶養親族の数 | 本人 | | 配偶者および扶養義務者 |
|--------|----------|----------|-------------|
| | 全部支給される人 | 一部支給される人 | |
| 0人 | 19万円未満 | 192万円未満 | 236万円未満 |
| 1人 | 57万円未満 | 230万円未満 | 274万円未満 |
| 2人 | 95万円未満 | 268万円未満 | 312万円未満 |
| 3人 | 133万円未満 | 306万円未満 | 350万円未満 |
| 4人 | 171万円未満 | 344万円未満 | 388万円未満 |
| 5人 | 209万円未満 | 382万円未満 | 426万円未満 |

児童扶養手当（月額）

| 全額支給 | 42,000円 | 児童第2子 | 児童第3子以降 |
|------|---------------|--------------|-------------------|
| 一部支給 | 41,990～9,910円 | 加算 5,000円 | 加算一人につき 3,000円 |

*支給月：4月・8月・12月

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童の福祉増進を図ることを目的にしています。

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を監護、養育する父または母か養育者に支給されます。

支給されない場合…児童が障害事由の年金を受給しているとき

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・父母または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

支給額…別表のとおり

特別児童扶養手当（月額）

| | |
|-------------|---------|
| 1級該当児童一人につき | 51,100円 |
| 2級該当児童一人につき | 34,030円 |

*支給月：4月・8月・11月

※詳しくは、児童福祉課（内線1264）へお問い合わせください。

児童手当

児童を養育している方の生活の安定と児童の健全育成を目的に支給されます。

支給対象者…義務教育就学前（6歳到達後初めての年度末まで）の児童を養育している人で、平成14年中の所得が別表のそれぞれの限度額未満の人

支給額（月額）…第1・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

支給月…2月・6月・10月

支給期間…申請した日の属する月の翌月分から支給事由が消滅した日の属する月分まで（さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください）

平成15年度所得制限限度額

| 扶養親族の数 （課税台帳上の人数） | 児童手当 （国民年金加入者） | 特例給付 （厚生年金加入者） |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 0人 | 301万円 | 460万円 |
| 1人 | 339 | 498 |
| 2人 | 377 | 536 |
| 3人 | 415 | 574 |
| 4人 | 453 | 612 |
| 5人 | 491 | 650 |

※児童手当に関する問い合わせは市民課（内線1157）まで。

インフルエンザに負けないために

毎年冬季になると流行をみる「インフルエンザ」ですが、自分自身がインフルエンザから身を守ることで、周りへの感染も防ぐことができます。次のことに気を付けて過ごしましょう。

1 インフルエンザと

普通のかぜとの違い

普通の風邪の症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳などが中心で、全身症状はあまり見られません。インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身症状が強く、併せてのどの痛み、鼻汁などの症状も見られます。



2 インフルエンザに

かからないためには…

インフルエンザは、インフルエンザにかかった患者の咳などで空气中に拡散されたウイルスによって感染します。流行がみえたら次のことに気をつけましょう。

- ・十分な栄養と休養をとる
- ・人混みは避ける
- ・室内の乾燥に気をつける
- ・マスクの着用
- ・手洗いとうがいをまめに行う



また、インフルエンザの予防接種も効果的な予防法のひとつです。

予防接種は、ワクチンの効果が出るまでに約2週間、持続効果は約5か月間とされています。できれば、インフルエンザが流行する12月中旬までに受けましょう。(体質により予防接種が合わない場合もあります。主治医に必ずご相談ください。)

インフルエンザウイルスにはいくつかの種類があり、流行の型を予測してワクチンが作られていますので予防接種を行ったから絶対安心、というわけではありません。上で掲げた生活の中での予防はぜひ行ってください。

3 インフルエンザにかかった? と感じたら…

- ・単なる風邪だと軽く考えずに、早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。
- ・安静にして休養をとりましょう。
- ・室温を20〜22度、部屋の湿度を60〜70%に保ちましょう。
- ・脱水症状に気をつけ、こまめに水分を補給しましょう。



4 インフルエンザ流行のピークは…

近年の流行のピークは1月から2月で、12月から増え始め、4月には終息することが多いようです。

*高齢者インフルエンザ予防接種は、10月15日(水)〜12月25日(木)まで、諏訪地域6市町村の実施医療機関で実施しています。

問合せ
健康推進課(内線1183)

支援費制度

〔障害者福祉サービス〕

— この制度について

ご質問にお答えします⑬—

Q (質問)

体幹機能障害で自宅療養をしています。60歳代の母が近所に住む姉と世話をしてくれますが、入浴時など母への負担が大きく心配です。支援費制度のホームヘルプサービスを利用したいのですが、自己負担はどのくらいでしょうか。私の収入は障害年金のみで、扶養家族はありません。(30歳代 男性)

A (回答)

支援費制度の利用者負担は、負担能力に応じてまず利用者本人が負担し、不足分を主たる扶養義務者が負担するようになります。負担額は、本人・扶養義務者の前年の所得税額等に基づいて決定され、その階層区分ごとに上限月額が設定されています。

ホームヘルプで入浴や排泄の介助(身体介護)を受けた場合、1時間未満で4,020円の費用がかかりますが、利用者本人の収入が障害年金のみのときは、障害年金が住民税・所得税の課税の対象にならないため、本人負担はありません。

なお、利用者が20歳以上で、同一世帯・同一生計に配偶者や収入を得ている子どもさんがいるときは、最多納税者が主たる扶養義務者となります。

社会福祉課(内線1254)

【運動療法教室】(第3期) 受講者募集!

岡谷市では運動による疾病の症状改善・軽減や日常生活に積極的に運動を取り入れ、運動習慣を身につけることにより自らの健康保持等を行えるよう、岡谷市医師会との連携のもと厚生労働省指定「健康増進施設」やまびこスケートの森トレーニングセンターを利用した「運動療法教室」を開催しています。第3期の受講者募集を行いますのでぜひご参加ください。



【問合せ】
健康推進課
国保医療担当
(内線1190)

- 対象者 健康診断の結果、または医師により生活習慣病(糖尿病・高脂血症・高血圧・肥満症)と診断され、運動療法が必要と判断された疾患および予備群
- 定員 15名
- 期間 12月～3月(原則 火、木、金の週3日)
- 時間 午後1時30分～午後3時30分
- 受講料 一人 15,000円(スポーツ保険料別途)
- 内容 運動負荷試験・体力測定、医師による講座、運動実技等
- 場所 やまびこスケートの森トレーニングセンター
- 申込み 11月25日(火)までに 健康推進課の窓口へお申し込みください

※申込みに必要なもの…運動療法教室参加申込書(健康推進課・医療機関の窓口にあるチラシをご覧ください)、運動許可証(かかりつけの医師にご相談ください)

平成15年度追加健康診査のお知らせ

【問合せ】
健康推進課 保健予防担当(内線1183)

追加の健康診査を実施しますので、今年度まだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。

1. 日程(会場はいずれも保健センターです)

| 検診項目 | 期 日 | 受付時間 |
|--------------|-----------------------------|------------|
| セット検診 | 12月1日(月)・3日(水)・7日(日)・11日(木) | 午前7時30分～9時 |
| 乳がん検診(視触診)※1 | 1月6日(火)・7日(水)・8日(木) | 午後1時～2時 |

2. 実施内容等(対象者の年齢は学年年齢になります)

| 検診項目 | 対象者 | 一部負担金額 |
|-------------|----------|--------------------------|
| 基本健康診査 | 35歳以上 | 1,400円 |
| 胃がん検診 | | 1,000円 |
| 大腸がん検診 | | 500円 |
| 肺がん検診(X線撮影) | | 100円 |
| 肺がん検診(喀痰検査) | | 600円 |
| 肝炎ウイルス検査 ※2 | | 35・40・45・50・55・60・65・70歳 |
| 前立腺がん検診 | 55歳以上の男性 | 400円 |
| 乳がん検診(視触診) | 30歳以上の女性 | 700円 |
| 子宮がん検診 ※3 | | 1,000円 |

- ※1 マンモグラフィを受けられた方は、対象外となります。
- ※2 肝炎ウイルス検査について、今年度対象年齢になる方以外で、過去に肝機能障害を指摘されたことのある方なども受診できますのでお問い合わせください。
- ※3 子宮がん検診は、平成16年3月までの期間中に実施医療機関での受診となります。

3. 一部負担金…70歳以上の方・老人保健医療受給者証をお持ちの方は無料になります。

※市民税非課税世帯に属する方は、送付された封筒をお持ちになり事前に健康推進課窓口まで申請にお越しください。一部負担金免除証を発行します。(70歳以上の方・老人保健医療受給者証をお持ちの方は必要ありません)

4. 申込方法…電話、FAX、E-mailまたは4月に配布した申込用紙で健康推進課までお申し込みください。

※申込みは前日まで受付れますが、早めにお申し込みください。今年度すでにお申し込みされた方は、再度お申し込みの必要はありませんので、日程をご覧のうえ、ご都合の良い日に直接会場にお越しください。